

第4章 その他

浜田地区広域行政組合企画調整会議の設置並びに運営に関する規程

平成17年9月30日

訓令第3号

改正	平成18年3月28日	訓令第2号	平成18年6月30日	訓令第5号
	平成19年3月30日	訓令第3号	平成21年3月31日	訓令第1号
	平成22年3月31日	訓令第1号	平成22年6月30日	訓令第2号
	平成23年3月31日	訓令第2号	平成24年3月30日	訓令第2号
	平成25年3月29日	訓令第1号	平成26年3月31日	訓令第2号
	平成27年3月31日	訓令第2号	令和元年8月1日	訓令第1号

（設置）

第1条 浜田地区広域行政組合における運営の基本方針及び重要施策を審議するとともに、関係市との総合調整を行うため、企画調整会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 会議は、次に掲げる事項について協議調整する。

- (1) 組合の将来構想、基本計画等重要施策及び重要事業に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 条例の制定又は改廃に関すること。
- (4) 議会に付すべき重要な事項に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めること。

（組織）

第3条 会議は、別表に定める者をもって構成する。

（議長）

第4条 会議に議長を置き、議長は浜田市副市長とする。

- 2 議長は、会務を総理する。
- 3 議長に事故あるときは、江津市副市長がその職務を代理する。

（会議）

第4編 行政通則（浜田地区広域行政組合企画調整会議の設置並びに運営に関する規程）

第5条 会議は、必要に応じ、議長が招集する。

2 議長は、必要に応じ、当該案件に関する担当者の会議への出席を求めることができる。

（庶務）

第6条 会議の庶務は、総務課で行う。

（その他）

第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日訓令第2号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月30日訓令第5号）

この訓令は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第3号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日訓令第1号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日訓令第1号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月30日訓令第2号）

この訓令は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日訓令第2号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日訓令第2号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日訓令第1号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓令第2号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日訓令第2号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月1日訓令第1号）

この訓令は、令和元年8月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	構 成 担 当 者
浜 田 市	副 市 長
	地 域 政 策 部 長
	健 康 福 祉 部 長
	市 民 生 活 部 長
	政 策 企 画 課 長
	健 康 医 療 対 策 課 長
	環 境 課 長
江 津 市	副 市 長
	総 務 部 門 参 事
	民 生 部 門 参 事
	政 策 企 画 課 長
	市 民 生 活 課 長
	健 康 医 療 対 策 課 長
浜田地区広域行政組合	事 務 局 長
	総 務 課 長
	介 護 保 険 課 長
オ ブ ザ ー バ ー	西 部 県 民 セ ン タ ー 総 務 企 画 部 長